

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（総務局人事部制度企画課）…一

### 告示

○公共測量の実施…（都市整備局都市基盤部調整課）…一

○建築基準法による道路位置の指定の変更…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○保安林の皆伐面積の残存許容限度…（産業労働局農林水産部森林課）…三

### 告示（労）

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲…三

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請…四

○特定非営利活動法人の認定…（同）…五

○開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五

## 規則

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月一日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都規則第四百二十二号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表4の部(1)の項中「の警備」の下に「(2)の重要な施設の警戒等の警備を除く。」を加え、同部(2)の項中「除く。」の下に「又は重要な施設の警戒等の警備であつて、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条第一項の規定により派遣され、かつ、海上保安庁の巡視船に乗り組んで行つた遠隔の地にある離島の周辺の海域における業務に従事した教養課、警備第一課、警備第二課、災害対策課又は警視庁機動隊に所属する職員（管理職員を除く。）」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表4の部の規定は、平成二十五年九月一日から適用する。この場合において、同日から平成二十六年三月三十一日までの間、同部(1)の項中「警備第一課、警護課」とあるのは、「警護課」とする。

## 告示

### ●東京都告示第九百三十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成二十七年四月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

### ●東京都告示第九百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の面積（単位平方メートル）

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の面積（単位平方メートル）

法第四十二条 平成二十七 西東京市柳沢 廃止面積  
 第一項第五号 年四月二十 三丁目十八番 七・九八  
 の規定による 一日 六及び同番三  
 道路 十の各一部

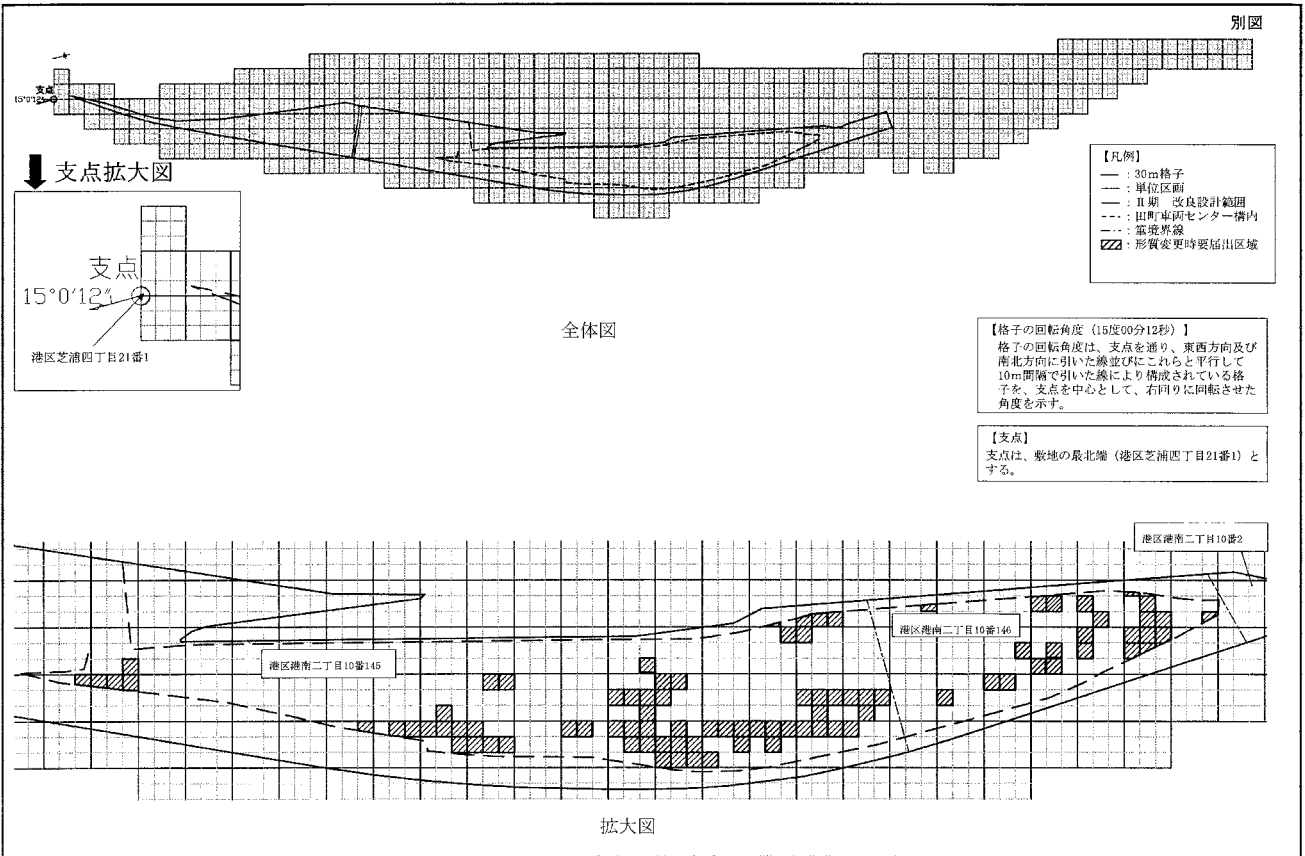
●東京都告示第九百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南二丁  
目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合  
物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第九百三十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成二十八年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年六月一日

東京都知事 舛添 要 一

保安林の種類 単位 同一単位とされる区域 皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源かん養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六一四・四七

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二六三・一五

計 浅川 八王子市の区域 七九・八四

土砂流出防備保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 五一・二八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一七・〇八

計 浅川 八王子市及び町田市の区域 一四・七五

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈町の区域 八一・五四

計 一六五・一五

干害防備保安林 秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

計 諸島 八九・九二

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一七・七〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

計 諸島 二四〇・六〇

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

平成二十七年六月一日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都水道局

二 労働組合の名称 (一)全水道東京水道労働組合 (二)東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

労働組合法第二条第一号に規定する者

勤務箇所 本局 次長及び技監

部長及び担当部長

課長、隊長及び担当課長

総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(調整担当)、課長代理(庶務担当)、課長代理(文書担当)及び課長代理(法務担当)

総務部主計課課長代理(財務担当)、課長代理(財務調査担当)、課長代理(改革推進担当)、課長代理(出資法人担当)、課長代理(予算担当)及び課長代理(予算調査担当)

総務部調査課課長代理(調査係長)

職員部人事課課長代理(管理担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事調査担当)及び課長代理(給与担当)

職員部労務課課長代理(労務係長)及び課長代理(労務調査担当)

職員部監察指導課課長代理(服務指導係長)、課長代理(服務指導係長)及び課長代理(業務指導係長)

職員部指導課課長代理(業務指導係長)及び課長代理(業務指導係長)

多摩水道改革推進本部	本部長、部長、担当部長、課長及び担当課長
給水管理事務所	所長及び課長
給水事務所	所長
研修・開発センター	所長、課長及び担当課長
水運用センター	所長及び課長
水質センター	所長及び課長
水源管理事務所	所長及び課長
取水管理事務所	所長
貯水池管理事務所	所長
支所	支所長、副支所長及び課長
営業所	所長
浄水管理事務所	所長及び課長
浄水場	場長
建設事務所	所長及び課長
四 認定年月日	平成二十七年四月二十一日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 平成二十七年六月一日
- 申請のあった年月日
- 東京都知事 外 添 要
- 平成二十七年四月二十八日

- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人パパ・イングリッシュ
- 三 代表者の氏名  
清水 祐介
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区目白台二丁目九番三ー六〇八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、英語コミュニケーション（親子英会話）の習得を目的としたセミナー・イベント・トレーニングや国際交流の促進活動を行い、英語スキルの習得やグローバルマインドの醸成、親子の信頼構築及びコミュニケーションの促進を図ること  
で、英語コミュニケーション・英語教育・国際交流の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年四月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本蕎麦会議所
- 三 代表者の氏名  
四方 洋
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区西原三丁目三十五番六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、わが国の蕎麦の伝統・文化・和食としての蕎麦の魅力を広く情報発信し、蕎麦の消費拡大を目指すものとする。また、蕎麦を通じた都市と農山村との交

流入口の拡大を図るとともに、蕎麦文化を活かした観光産業の振興や地域経済の活性化を推進し、蕎麦による遊休地の活用で農山村の発展に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人労働経済研究所
- 三 代表者の氏名  
井上 直人
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都大田区西蒲田五丁目二十七番十四号 日研アラインビル五階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、医療過疎改善の為に医療機関の様々な問題に対する調査・分析を行い、医療施設運営に関する総合的な適正情報の提供、求人に関する広報活動、国内外の医師及び医療関係者に対する専門的知識・手技の研修・講習による人材育成の啓発活動を通じて、広く一般市民へ安定した医療サービスの提供に寄与する事を目的とする。（以上原文のまま掲載）

鈴木 賢二

四 主たる事務所の所在地

東京都葛飾区白鳥二丁目十八番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、働く者の立つ場から、経済学の学習や、一般教養の育成のため、生涯学習の一環として学習講座などを開催して、共に人間らしく生きる社会作りを寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 I b a s h o J a p a n

三 代表者の氏名

清田 英巳、田中 康裕

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高井戸東二丁目二十九番二十三ー一一〇八号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本、及び、アジア等において、高齢化の進むコミュニティが抱える諸問題を地域住民が主体となり解決していくための「居場所」作りの立上げと長期的なサポート、そして、高齢者が地域を支える存在となるための認識の共有、機会の提供を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条

第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年六月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人タートル

二 代表者の氏名

松坂 治男

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区本塩町十番三号 社会福祉法人日本盲人職能開発センター東京ワークショップ内

四 認定の有効期間

平成二十七年五月十九日から平成三十二年五月十八日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十七年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

清瀬市中里三丁目千四十番一、西東京市芝久保町四丁目二番一、同番一、千四十一番二及び千四十二番  
株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

三鷹市中原一丁目九百四十番三十二、同番三十四並びに九百八十三番一、同番二、同番三、同番四、同番五及び九百八十四番一の各一部  
港区赤坂二丁目九番十一号 伊藤忠都市開発株式会社 代表取締役 寺坂 晴男

多摩市連光寺二丁目十五番十二、同番十二地先及び同番十五の一部  
神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満

三鷹市新川五丁目五百五十七番一、同番八から同番十四まで及び五百六十七番六  
聖建設株式会社 代表取締役 生駒 英則

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十七年六月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 (仮称) 中央土地八重洲一丁目プロジェクト

二 店舗所在地 中央区八重洲一丁目百五番ほか

三 設置者名 中央土地株式会社

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要  
意見なし

ウ 収受日  
平成二十七年四月十日

五 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間  
平成二十七年六月一日から同年七月一日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002

